官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（七）　二
○学校教育法施行令の一部を改正する政令（八）
○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令（九）
〔省　令〕
○保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（厚生労働八）　三
〔法規的告示〕
○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働一五）　四
〔その他告示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁一）　五
○市の境界変更の件（総務三四）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八）　六
○保安林の指定をする件（農林水産六八）
○保安林の指定を解除する件（同六九～七四）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七五～八〇）　七
○水先人に免許を与えた件（国土交通一一六）
○大和川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（近畿地方整備局三）
〔人事異動〕
人事院　法務省　国土交通省　八
〔叙位・叙勲〕
人事院　法務省　国土交通省　八
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（高知労働局最低工賃公示一）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（政令第七号）（厚生労働省）

1　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、歯科医師法施行令及び医道審議会令について、所要の規定の整理を行う。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇学校教育法施行令の一部を改正する政令（政令第八号）（文部科学省）

1　学校教育法施行令の改正に係る事項

(1)　私立の大学の学部等の収容定員の総数（以下この(1)において「総数」という。）の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る学校教育法第四条第二項の規定による届出と同時に(2)による届出が行われたものに限る。以下この(1)及び(2)において「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であって、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの（(2)において「増加変更」という。）について、文部科学大臣の認可を要する事項から届出事項に改める。（第二十三条の二第一項第四号、第五号及び第八号関係）

(2)　私立の大学等の設置者は、減少変更に係る学校教育法第四条第二項の規定による届出を行う場合において、増加変更に関する計画を有するときは、当該届出と同時に、その旨を文部科学大臣に届け出ることができることとする。（第二十三条の二第四項関係）

(3)　その他所要の改正を行う。

2　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）